

## 総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 平成31年1月23日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階603会議室
- 3 事 件  
(継続審査)陳情第1号 みよし運動公園 運動広場を整備する件
- 4 出席委員 杉原利明, 鈴木深由希, 大森俊和, 岡田美津子, 澤井信秀, 山村恵美子,  
藤井憲一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員 なし
- 7 議 事

(杉原委員長)

平成30年12月定例会で継続審査とした件であるが、サッカー以外また地域のスポーツ少年団など使用することができないのではないかなどの懸念があり、もっと詳しい調査が必要として、廿日市市の人工芝施設、防府市スポーツセンターの利用状況などの調査し、資料提出をいただきました。その資料を参考にしながら審査をしていきます。

(杉原委員長)

—廿日市市サッカー場の利用状況について 執行部資料説明—

心配していたような、サッカー協会の独占的な利用はなく利用調整がおこなわれていることが確認できました。施設利用にあたり優先順位が定められて、第1順位は市や市教委、指定管理者の行事であること、第2番目に国や県の行事、第3番目に地域や地元の行事、そして、第4番目にサッカー協会の行事となっています。土日祝の利用についても、サッカー協会の利用は8枠以内と制限されています。(1枠は午前とか午後)利用状況は、県サッカー協会76、市サッカー協会112、県大会106回、県サッカー協会が大会利用を考えている様子はいかがです。

(新田次長)

—防府市スポーツセンターの利用状況について 調査資料説明—

4月にオープンしたが、この間の利用実績は、サッカーは多いが、ラグビー、ソフトボール、陸上、野球の競技が利用されている。利用は増加しているとのこと。大会誘致は、資料のとおり県大会、中国大会、全国大会の開催実績があります。利用方法は、体育協会に加入している団体が、11月に翌年度の利用希望を申請、1回目の調整を行う、その後、その他の一般団体の利用希望により調整、個人やグループは3、6、9月に向こう3カ月の利用のなかで調整されます。最後に、ホームページ上で空いた日時等を見て利用申請をいただきます。以上、利用団体等の意向を聞きながら全体調整をされています。(みよし運動公園についても同様の運用)

維持管理経費は、今年度経費はありません。10年を超えれば、芝を起こす作業があります。土の代わりにチップというものをまいて痛みの激しい部分を補強する作業があります。防府市スポーツセンターでは今年度は行ってはいません。

(杉原委員長)

以上のような、実態であって大会誘致や、サッカーだけが独占して利用しているようなことでなく、利用調整がされていることがわかりました。

(杉原委員長)

委員の皆さんの意見をお願いします。

(大森委員)

本件、よく研究していかなければならないが、運動公園をどう運営していくのかは執行側にまかせるしかないこと。議会がそこまで口出しすべきではないが、意見は付すことはできる。

サッカー協会だけで要望したのが最初であったが、サッカー協会だけではダメと議会は判断し、サッカー協会は取り下げし、体協で他団体を調整して再度要望が上がって来た。内容を慎重に検討すべきであるが、この間の委員会の議論の経過を踏まえ、早急に委員会としてOKの結論をだすべきである。

人口芝に健康問題が生じることが、話題になっていることがあるので注意していくべきである。経費面でもしっかり考えることも必要である。

(杉原委員長)

利用者団体の総意で陳情があらためて提出いただいたその意向を鑑みて判断していくものと考えます。健康面の課題は注意すべき課題として、委員会としては意見を付していきたいと思いません。

(澤井委員)

陳情内容の意向はよく分かります。委員会としても慎重に研究したなかで合意するよう協議していこうということである。経費や健康面などに関することは、意見を付していけばと思う。今は要望段階だが、運営面で経費がどのようになるのかなどは、今後提案があった場合は、十分研究を行って慎重に審査していくべきだと考えます。

(杉原委員長)

今後議案や予算が出されるなどになったときには、議会でしっかりと監視をしていくということでもいいのではないか。よって、本件について願意は妥当であるとしていこうと思うがいかがでしょうか。

それでは、陳情第1号みよし運動公園 運動広場を整備する件 について討論ある方の発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(杉原委員長)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第1号みよし運動公園 運動広場を整備する件、を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(杉原委員長)

御異議なしと認め本陳情は採択することに決しました。

(杉原委員長)

委員長報告に付すべき意見として何かありますか。大森委員からありましたように健康面に留意した整備とするよう意見に付していこうと思います。ほかにありますか。

(山村委員)

人工芝以外の設備も充実する陳情であったが、そこらは市の実施計画をすすめるなかで慎重に検討していくべきとされたい。

(杉原委員長)

他にご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(杉原委員長)

以上で、陳情第1号 みよし運動公園 運動広場を整備する件の審査を終わります。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成31年1月23日

総務常任委員会

委員長 杉原利明